

「地域包括ケアシステムの包括化」に向けた取組

—No.25 和光市—

【事業の内容】

和光市では、介護保険及び高齢者福祉の分野において、全国に先駆けて「地域包括ケアシステム」の構築による課題解決型の施策を推進してきましたが、平成27年度からは、保健福祉分野における他の施策（障害者福祉、子ども・子育て支援、生活困窮者施策等）にも地域包括ケアシステムの構築を念頭に置いた取組を展開しています。

そして、保健福祉分野の各種計画による施策の統合と、個別ケアマネジメントの一元化を実現するため、平成30年度に向けた「統合型地域包括支援センター」設置の取組を進め、妊娠・出産期から高齢期まで、全てのライフステージにおける自立した生活の支援を可能にする「地域包括ケアシステムの包括化」を目指します。

※ 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、ニーズに応じた住まいが提供されることを基本として、医療・介護・予防・福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場（日常生活圏域＝和光市ではおおむね中学校区としている。）で適切に提供される体制をいい、介護保険・高齢者福祉の分野における和光市の取組は全国的に注目されています。

【事業年度】

平成28年度～

【事業実施に至った背景・経緯】

市民が、住み慣れた地域の中でいつまでも暮らし続けるためには、地域の課題や生活の課題を的確に把握し、確実に解決するための仕組みを構築する必要があります。

和光市ではこれまで、地域や個別の生活課題を把握するための取組である「日常生活圏域ニーズ調査」の実施や、他制度多職種連携・連結により生活の自立を目指す個別のケアマネジメントに対する支援・調整を行う「コミュニティケア

会議」の運営等により、地域包括ケアシステムの構築と機能化を図ってきました。

保健福祉分野において取り組む課題は複合的なものが多く、少子高齢化の伸展に伴うニーズ量の増加や多様化に、限られた人的資源により効果的かつ効率的に対応していくためには、ケアマネジメント手法の統合による制度・組織横断的な個別支援の体制構築が不可欠となっています。

【事業のPRポイント】

市（保険者）の地域における保健福祉部門の出張所的機能を果たすケアマネジメントの拠点を日常生活圏域（おおむね中学校区）単位に整備することで、更に市民に近い位置できめ細かい支援を行うことが可能になります。

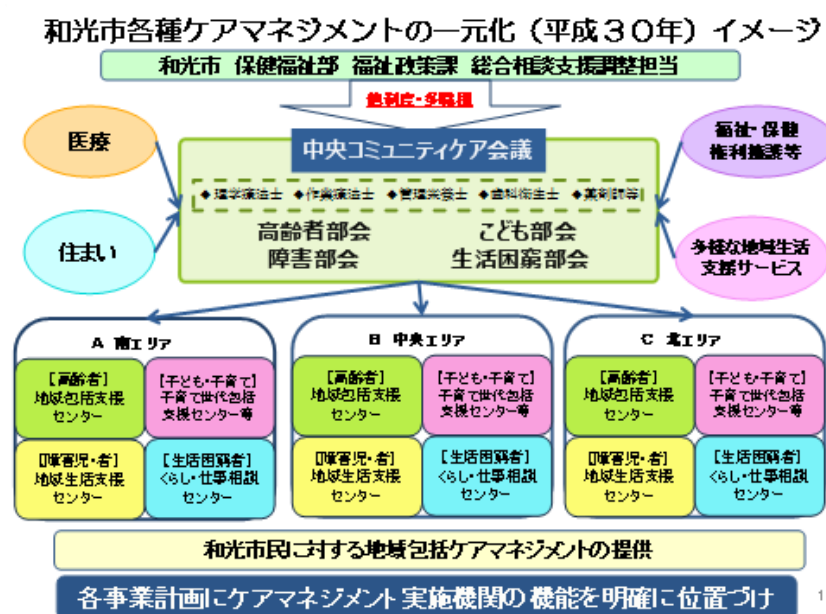
また、統合型地域包括支援センターの設置に向け、制度・組織間の効率的な連携を図るため、市役所（保健福祉部）と各センターを「総合相談支援システム」で結び、ICTにより個別ケアマネジメントに関する情報の一元化を図ります。

【今後の展開】

統合型地域包括支援センターの設置に向けた取組により、各種保健福祉施策における医療（在宅医療）との効果的な連携や、機能統合による専門性の高い人材の育成等の実現を目指します。

また、和光市では、市長が定める「教育大綱」の基本方針の一つに「福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進」を掲げていますので、統合型地域包括支援センターの設置に向け、教育委員会との協力体制により具現化を図っていきます。

【参考資料】



〔 連絡先 〕

福祉政策課総合相談支援調整担当 048(424)9121 (直通)